

貨物引換証の債権的効力
(〔明治学院大学法律科学研究所〕定例研究会)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10978

貨物引換証の債権的効力

浅 木 慎 一

1. 貨物引換証の要因性と文言性

貨物引換証は、一方で運送契約に基づく運送品の受領を原因として発行される要因証券であるが、他方、貨物引換証が作成されたときは、運送に関する事項については、運送人と証券所持人との間では証券の定めるところによるとされ（商572）、この証券は文言証券性をも有している。この、貨物引換証の要因性と文言性との関係は、わが国の商法学界の議論の焦点であり続けた主題のひとつであるが、必ずしも説得力のある解が導かれたとはいえない状況にある。

典型的な要因性重視説は、以下のように説く。貨物引換証の文言性は原因である実質的契約たる運送契約の存在という制約を受けざるをえない。したがって空券の場合には原因を欠くものとして証券は無効であり、また事実受け取った物品と証券記載のそれが相違した場合にも事実受け取った物品を返還すれば足りる。これらの場合に証券の記載を信頼して不測の損害を受けた証券取得者の救済は、証券発行者の不法行為責任ということで解決されるべきである。

典型的な文言性重視説は、以下のように説く。貨物引換証は要因証券であるが、ここにいわゆる要因とは証券の文言に原因の記載を要するという意味にすぎないものである。したがって空券の場合であろうと品違いの場合であろうと、証券は記載されたとおりの効力を生じる。記載とおりの証券上の債務を履行することができなければ、証券発行者は債務不履行責任を負うべきである。

両説には一長一短があるが、たとえば西原寛一教授がその著書『商行為法』（1973年、第三版、有斐閣）において簡明にまとめられているように、共に容易に批判することが可能である。この点に関しては、拙稿『貨物引換証の債権的効力に関する掌論』平出・高窪古稀記念論文集『現代企業・金融法の課題（上）』（2001年、信山社）29—30頁を参照されたい（なお、この拙稿は、以下、「掌論」として引用する）。

2. 貨物引換証の作成・交付行為

貨物引換証の発行行為は、運送契約に基因する運送処分権（指名債権）を、証券化することによって単一の請求権にまとめ、かつそれを指図債権化する行為であると解される。指図債権は、証券を介して流通に置かれることが予定されているから、運送人は、自己の負担する運送契約上の債務の内容を、所持人が容易に知りえるように、証券上に簡明に要式化・定型化して記載する。このようにして、貨物引換証には、正当な所持人に対して、証券記載の運送契約上の債務を負担するという運送人の意思表示されることになる。運送人の証券上の債務が発生することによって、それまで荷送人が有していた指名債権としての運送品処分権は消滅するが、このような運送

人の証券上の債務は、運送人が貨物引換証を作成して、これを荷送人に交付することによって発生する。すなわち、運送人と荷送人間の証券の交付契約という形で、この証券行為は説明されることになる。詳細は、「掌論」32—34頁を参照されたい。

貨物引換証が荷送人の手元にある場合には、貨物引換証の文言的効力は問題となりえず、両者間においては、貨物引換証に表章される権利の具体的内容は常に実際の契約によってのみ定まる。このような結果になるのは、貨物引換証に表章された債権関係が、当該の運送契約関係に他ならないからである。すなわち、貨物引換証上の債権は、具体的な運送契約に基因する運送品返還請求権が証券化されたものに他ならず、同証券上には、原因たるべき運送契約上の債権がそのまま表章されている。貨物引換証が要因証券であるという場合の「要因性」とは、まさに運送契約そのものを原因とするとの意味であると解さなければならない。わが商法上、運送契約と絶縁された抽象債権を貨物引換証上に認めることは困難である。以上詳細は、「掌論」34—35頁参照。

以上によれば、原因契約たる運送債権自体が無効であり、または取り消されたときは、必然的に証券上に表章されるべき具体的な権利が存在しないということになる。かかる証券は貨物引換証として無効である。かかる証券に商法572条の文言性を認めることはできず、このような証券所持人は同条に依拠して保護されることはない。このような証券所持人をどう保護すべきかは同条を離れて構成すべきである。以上、「掌論」35—37頁参照。さしあたり、このような証券所持人の保護は、権利外観理論によるべきであろうか。

3. 商法572条の意味

従来、貨物引換証においては、証券発行行為自体に意思の欠缺・瑕疵ある意思表示があるときは、その証券的効力の帰趨は民法の一般原則によって定まるものと解されてきたようである。このような考え方は、必ずしも首肯しうるものではない。手形行為に対する民法の意思の欠缺・瑕疵ある意思表示に関する一般原則の適用をめぐる議論においては、民法の一般原則が固定的な特定の当事者間の法律関係を予定しているのに対し、手形行為は不特定人間を流通する証券上の行為であるから、不用意な行為者の利益よりも、何ら非難すべき点のない手形取得者の利益を重視しなければならないという利益衡量が働いていた。そうとすれば、同様に固定的な特定の当事者間の法律関係に限定されることなく、流通に置かれることが予定されている貨物引換証についても、当然に民法の一般原則の適用を受けるという扱いをしなくてもよいはずである。

商法572条に規定される「所持人」が貨物引換証の流通保護のため、その記載を信頼してこれを取得した善意の所持人を指すものであることは、ほぼ一致してみとめられている。同条は、本来証券発行者たる運送人と直接契約関係に立たない証券の譲受人と運送人との間を規律するものである。したがって、商法572条は、運送人の証券発行行為自体に意思の欠缺・瑕疵ある意思表示があった場合の、運送人の証券的意思表示の効果について、運送人と善意の証券所持人との関係を規律するにふさわしい規定である。こう解するならば、法律行為としての運送人の証券発行行為自体の意思の欠缺・瑕疵ある意思表示に関して、商法572条は、一律に意思主義を排斥して表示主義を採用することを明らかにした規定であって、民法の一般原則に対する特則ということになる。以上、「掌論」38—40頁参照。

4. 空券の位置づけ

空券が流通过程におかれるのは、おそらく、空券の作成者から証券の交付を受けた第一所持人が任意にこれを譲渡するという特異かつ例外的な場合であろう。かかる空券の第一所持人が、譲渡の意思をもってこれを流通に置いたときには、それまでの一連の行為をもって、空券作成者と第一所持人との間には、原因契約たる運送契約の存在につき、通謀虚偽表示類似の関係が生じると解する。そうであれば、善意の証券取得者は、当該運送契約について、民法94条2項所定の善意の第三者に該当し、空券作成者たる運送人は、この者に運送契約の不存在を対抗できなくなると構成することができる。そして、このような、不存在を対抗しえない運送契約を前提として、空券作成者の証券作成行為自体の意思の欠缺・瑕疵ある意思表示の有無を検証すればよいことになる。

運送人が、運送契約が不存在であることを認容しつつ、あえて貨物引換証発行行為をなした場合、運送人の証券上の意思表示は心理留保になるものと認められる。すなわち、運送契約の不存在を知りながら、あえて証券発行行為を行ったものであるから、運送人には運送債務を負うとの効果意思の形成はないものと思われる。それにもかかわらず、証券記載の債務を負う旨の表示行為が存在するのであるから、心理留保に該当する。こう解すれば、かかる場合の空券の効果に関して、運送人と証券の善意の所持人との間は、商法572条によって処理される。

運送人が、運送契約が不存在であることの認容を欠いて、貨物引換証発行行為をなした場合は、純理論的には、かかる証券発行行為は、運送人の動機の錯誤に出てなされたものと解されることになる。しかし、貨物引換証を発行できるのは、運送営業を商人として専門的に手掛ける運送人に限られる。運送人は、かかる営業の専門家として、社会通念上期待される相当の注意を尽くして証券発行行為をなさなければならない。したがって、証券発行にあたり、運送契約が不存在であることの認容を欠くことは、証券発行に際して最も根幹をなす注意を欠いたということになり、かかる場合には、運送契約の不存在を認容しつつ証券を発行したのと同程度の重過失があるというべきである。この場合には、運送営業の専門家としての証券発行者の重過失を認めて、心理留保と同様に扱うことが妥当である。以上、「掌論」41—43頁参照。